

地域包括支援センター運営法人募集要項

令和8年7月

堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

1 募集について

堺市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）に基づき、「総合相談支援事業」「権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」「介護予防ケアマネジメント事業」等を担う中核的機関である地域包括支援センター（以下「本センター」という。）の運営を委託している。団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向け、医療・介護ニーズの更なる増加や高齢者が抱える個別課題の複雑化・複合化が見込まれる中、地域包括支援センターに求められる役割は今後ますます大きくなっていくことが予想され、これまで以上にきめ細かな支援を実現する体制を構築する必要がある。

以上を踏まえ、本公募では市内21圏域で本センターの運営法人を募集し、併せて一部のエリアで地域相談窓口の運営を担う法人を募集する。

2 実施事業

(1) 事業内容

- ・総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ・権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- ・第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）
- ・地域ケア会議の開催（法第115条の48第1項）
- ・介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

また、本センターにおいては、医療・介護等の多職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、以下の事業などを推進する市の取組及び関係者と緊密な連携を図ること。

- ・在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ・生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ・認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

本センターと地域相談窓口は同一の機能を有し、上記の事業を一体的に運営するものとする。

※地域相談窓口の詳細については、本要項とは別に示す「地域相談窓口説明資料」を参照すること。

なお、運営にあたっては介護保険法ほか関係法令を遵守すること。また関係法令、手引き等を十分に理解し、業務を実施すること。

（関係法令等）

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・社会福祉法
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例（条例第43号）

- ・堺市基本計画 2030
- ・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画
- ・堺市地域福祉計画・堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務マニュアル（堺市）
- ・「地域包括支援センター運営マニュアル」（一般財団法人 長寿社会開発センター）

3 募集圏域および職員数

21 圏域すべてについて、本センターの運営法人を募集する。担当圏域及び職員数については以下【表 1】に示すとおり、本センターの職員数（最少配置人数）は担当圏域に応じて 4 名、5 名、6 名とする。なお、東第 1 圏域に応募する法人は、本センターと地域相談窓口を併せて設置することとし、下記①、②に示した圏域においては、本センターに加え、地域相談窓口（1 カ所）の設置を提案することができる。また、地域相談窓口の最少配置人数は 2 名とする。

①市北部エリア…堺 1、堺 2、堺 3、堺 4、西 1、西 2、西 3、北 1、北 2、北 3、北 4

②市南部エリア…中 1、中 2、中 3、南 1、南 2、南 3、南 4

提案の内容は審査時の加点評価の対象とし、上記エリアごとに地域相談窓口設置対象圏域を選定する。

なお、令和 10 年度以降、両エリアにおいて地域相談窓口の設置を検討する場合は、今回の提案状況も踏まえて設置圏域を検討する予定である。

【表 1】募集圏域及び職員数

圏域名	担当地域（小学校区）	職員数（最少配置人数）	
		本センター	地域相談窓口を設置する場合
堺 1	三宝、錦西、市、英彰	5 名	2 名
堺 2	錦、錦綾、浅香山、三国丘	5 名	2 名
堺 3	熊野、少林寺、安井、榎	4 名	2 名
堺 4	神石、新湊、大仙、大仙西	4 名	2 名
中 1	八田荘、八田荘西、深井、深井西	4 名	2 名
中 2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師	4 名	2 名
中 3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪	5 名	2 名
東 1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺	4 名	2 名
東 2	登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田	5 名	-
西 1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和	5 名	2 名
西 2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東	6 名	2 名
西 3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝	4 名	2 名
南 1	美木多（鴨谷台含む）、赤坂台、新檜尾台、城山台	5 名	2 名

南 2	福泉中央、桃山台、原山ひかり、庭代台、御池台	6 名	2 名
南 3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台	5 名	2 名
南 4	三原台、泉北高倉、はるみ、榎塚台	5 名	2 名
北 1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東	4 名	2 名
北 2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東	4 名	2 名
北 3	大泉、金岡、金岡南、北八下	4 名	2 名
北 4	中百舌鳥、百舌鳥、西百舌鳥	5 名	2 名
美原 1	美原区全域	4 名	-

※（別紙 1）「各圏域における高齢者の状況」を参照。

※職員数は、高齢者人口の増減等に伴い、将来的に増員または減員となる場合がある。

4 委託先としての指定期間

本公募で選定された運営法人については、堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱に基づく地域包括支援センターの設置及び運営に係る委託先として指定する。

指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで（7 年間）とする。

なお、委託契約は単年度契約とし、各年度の予算の範囲内で契約を締結するものとする。

ただし、センターの運営状況が適切と認められない場合は、契約を締結しない場合がある。

また、令和 9 年 4 月 1 日から円滑に業務を開始できるよう、引継ぎ・準備期間を設けるため、令和 9 年 1 月頃の契約締結を予定している。契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは引継ぎ・準備期間とし、執務環境の整備、個人情報保護規程の作成、事業計画の策定など運営・管理に関する準備、現行の運営法人からの利用者及び業務の引継ぎ、介護サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員・地域関係者等への挨拶、業務に必要な研修等への参加等を行うものとする。

また、地域相談窓口を設置する場合は、令和 9 年 4 月 1 日からの運営開始に向けて、開設場所の確保及び関係機関及び地域住民への周知を行うものとする。

なお、引継ぎ・準備期間に要する経費は、受託者の負担とする。

5 応募資格

運営事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）
- (2) 公募参加申込書提出締切日から選定結果通知日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

※選定事業者が、選定結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合ある

いは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は選定事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 公募参加申込書提出締切日から選定結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

※選定事業者が、選定結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は選定事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。）

- (5) 令和 8 年 4 月 1 日時点で、地域包括支援センターを運営している法人又は介護保険法に基づく指定を受け、介護保険法第 8 条若しくは第 8 条の 2 各項に規定する介護保険サービス（福祉用具販売、福祉用具貸与事業所を除く）を提供している法人であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人であること。また、本市が課税する市税を滞納していない法人であること。
- (7) 過去に本市により改善命令を受けた法人においては、改善が終了しており、かつ、改善を終了してから 3 年が経過している者。
- (8) 法人が運営している施設、事業所について介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力又は一部効力の停止を受けた場合、その処分期間を経過し終了していること。

6 人員配置

- (1) 「3. 募集圏域および職員数」に定める職員数（以下「配置基準」という。）に従い、下記（ア）から（ウ）の資格を有する職員（以下「専門職」という。）を常勤専従で各 1 名以上配置し、管理者（配置基準上の職員と兼務可能）を配置すること。

なお、地域相談窓口を設置する場合は、配置基準に従い、本センターとあわせた全体で常勤専従の専門職を各 1 名以上配置すること。また、本センター及び地域相談窓口を一体的に管理する管理者を 1 名以上配置すること。なお、管理者は本センター又は地域相談窓口のいずれかへの配置でよいものとする。（他法人への再委託不可）

また、やむを得ず欠員が生じ常勤職員の配置が困難な場合に限り、非常勤の専門職 2 名を常勤専門職 1 名の配置に代えることができる。ただし、本センター及び地域相談窓口の

いずれにおいても、配置基準上の職員のうち少なくとも1名は常勤職員を配置すること。

(ア) 保健師またはこれに準ずる者

準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務の経験が1年以上ある看護師（准看護師は含まない）をいう。

(イ) 社会福祉士またはこれに準ずる者

準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

(ウ) 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者

準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。また、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講をめざす介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者をいう。

- (2) 受託者は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」に基づき、介護予防支援事業に従事する職員を配置すること。

※センター職員との兼務は可能であるが、包括的支援事業の実施に支障が出ない人員体制とすること。

7 業務対応時間

- (1) 午前9時から午後5時30分は窓口を開設し、開設時間中は常時相談等に対応できるよう必要な勤務体制を確保すること。なお、休日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。また、業務時間外であっても、地域住民や関係団体等からの事前の相談や要請がある場合は、調整のうえ対応すること。
- (2) 上記(1)の規定に関わらず、受託者は、休日・夜間においても連絡がつき、必要に応じて訪問等の対応が可能な緊急連絡体制を整え、24時間対応できるようにすること。

8 設置場所及び設備等

(1) 設置場所について

(ア) 応募圏域内の地域住民の利便性に配慮した場所に本センターを設置すること。

(イ) 地域相談窓口を設置する場合は、応募圏域内の本センターが設置されている中学校区とは異なる中学校区に設置することを基本とし、本センターの設置場所を踏まえ、地理的配置や地域住民の利便性に配慮した場所に設置すること。

(2) 設備等について（地域相談窓口を含む）

- (ア) 本センター及び地域相談窓口を設置する予定である建物及び土地については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。
- (イ) バリアフリーに配慮した場所や設備にすること。
- (ウ) 事務室及び相談室を設けること。相談室はプライバシーを確保できる構造とすること。なお、併設の事業所等がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。また、事務室には受付及び簡易な相談に対応できるような受付カウンターを設置すること。
- (エ) 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫、インターネットにつながるパソコン、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。
- (オ) 市が構築する地域包括支援センター業務支援システムを使用すること。なお、使用するパソコンは本センターには4台、地域相談窓口には1台、市から保守を含め無償で貸与する。
- (カ) 本センター及び地域相談窓口ごとに専用の電話番号、FAX 番号、メールアドレスを取得すること。
- (キ) 本センター及び地域相談窓口ごとに、来訪者に配慮し事務所の所在地を示した案内板を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (ク) その他設備に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

9 委託料等（参考）

(1) 包括的支援事業

委託料上限額には、人件費、賃借料、光熱水費等運営に要する経費一式を含むものとし、消費税及び地方消費税は非課税とする。

本センターの新規受託法人については、初年度のみ初期費用として2,500千円を加算する。新たに地域相談窓口を設置する場合は1,500千円を加算する。

また、事務所を賃貸する場合のみ事務所費として本センター1,680千円／年、地域相談窓口1,200千円／年を上限に実費を加算する。

職員数に応じた委託料上限額（初期費用及び事務所費を含まない）

職員数	本センターのみ設置	本センターと地域相談窓口を設置
4名	28,340千円	40,316千円
5名	34,040千円	46,016千円
6名	39,740千円	51,716千円

※運営期間が令和9年4月1日～令和10年3月31日の場合

※契約締結に当たっては、運営法人から見積書の提出を受け、契約額を決定する。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業（以下、介護予防支援事業等という。）の1件あたりの介護報酬は4,729円／月、初回加算3,210円、初回型ケアマネジメント7,939円である。

地域包括支援センターが介護予防支援事業等を一部委託する場合は、委託先である居宅支援事業所に1件あたりの介護報酬4,256円／月、初回加算3,049円、初回型ケアマネジメン

ト 7,305 円、地域包括支援センターには、1 件あたりの介護報酬 473 円/月、初回加算 161 円/月、初回型ケアマネジメント 634 円/月が支払われる。(令和 6 年度単価)

また、介護予防支援事業等を一部委託する場合の国保連への請求業務は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会に委託し、同法人に 1 件あたり 180 円/月を支払うこととする。

※各圏域における高齢者人口、プラン件数については、別紙 1「各圏域における高齢者の状況」を参照のこと。

(3) 欠員が生じた場合について

本事業は市委託事業であることから、委託契約に定める職員を配置できず欠員が生じた場合は、その期間及び内容により委託料を減額する。

(参考) 令和 8 年度仕様書抜粋

やむを得ず欠員が 1 名につき年間通算で 31 日を超えた場合は、欠員期間について 5,700,000 円を日割りにした額を委託料から減額する(小数点以下切り捨て)。

なお、常勤換算 1 名未満となった場合は、常勤職員 1 名に満たない割合に 5,700,000 円を乗じた金額から日割りで減額する。

10 公募参加申込書及び質問の受付

公募参加申込書及び募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

ア 公募参加申込書

長寿支援課(堺市役所本館 7 階)に持参するか記録が残る送付方法(簡易書留等)により書面で提出すること。

イ 質問

質問がある場合は、「質問書」を記入のうえ、FAX または電子メールで長寿支援課に提出すること。電話での問合せ不可。

※電子メールの場合は、件名を「地域包括支援センター運営法人公募に係る質問書送付」とし、送信後に長寿支援課まで電話で到着確認をすること。

※FAX の場合は、送信後に長寿支援課まで電話で着信確認をすること。

(2) 提出先

郵送：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課在宅支援係

FAX：072-228-8918

メールアドレス：choshi@city.sakai.lg.jp

(3) 受付期間(公募参加申込書、質問書とも共通)

令和 8 年 7 月 8 日(水)から令和 8 年 7 月 29 日(水)まで(必着)

午前 9 時～午後 5 時 30 分(土・日・祝日除く)

(4) 質問への回答

令和 8 年 8 月 3 日(月)に、市ホームページに回答を掲載予定。

(5) 説明会について

本公募にかかる説明会は開催しないものとする。

11 応募手続き等

(1) 応募書類等

別紙「地域包括支援センター応募書類」のとおり。

(2) 応募書類等の配布

応募書類等は、堺市ホームページからダウンロードすること。

(アドレス)

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/koubo/R8koubo.html>

(3) 提出方法

応募書類は必ず紙媒体と電子データの両方で提出すること。

なお、それぞれ以下の方法により提出すること。

【紙媒体】

長寿支援課（堺市役所本館 7 階）に持参又は郵送

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市健康福祉局長寿社会部 長寿支援課 在宅支援係

※郵送の場合は、記録が残る送付方法（簡易書留等）により書面で提出すること。

【電子媒体】

電子メールによる提出

メールアドレス：choshi@city.sakai.lg.jp

※件名に「〇〇（応募法人名）応募書類提出」と記載し、送信後に長寿支援課まで電話で到着確認をすること。

(4) 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで（必着）

午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日・祝日除く）

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（複写可）

※詳しくは、「地域包括支援センター応募書類」を参照のこと。

12 辞退届

公募参加申込書を提出後、辞退する意向のある場合には、下記の通り辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 10 日（木）

(2) 提出方法及び提出先

前記 11 の（3）提出方法のとおり

13 選定

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

堺市地域介護サービス運営協議会に設置した「地域包括支援センター選定部会」におい

て応募者の審査を実施し、圏域ごとに最も優秀である1法人を選定する。

また、地域相談窓口の設置については、本センターの運営法人の評価とは別に、圏域ごとの高齢者の状況や属性などの地域特性（客観的な指標）と提案内容（設置場所及び運営方針）の両面から総合的に評価し、設置の効果が最も見込まれる圏域を選定する。

なお、本センターの運営法人の選定及び地域相談窓口設置圏域の選定は、それぞれ別紙「地域包括支援センター選定基準」、「地域相談窓口設置圏域の選定基準」に基づき行うものとする。

募集圏域に対し応募者が1法人のみの場合は書類審査のみとし、複数応募があった場合はプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、過去に堺市で地域包括支援センターの運営を受託した実績がない法人については、募集圏域に対する応募が1法人のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施するものとする。

※プレゼンテーションの要否は別途通知する。

(2) 審査項目及び配点

【運営法人の審査項目】

項目	配点
I. 法人に関する事項	60点
II. 運営方針・事業計画	100点
III. センター運営に関する事項	95点
IV. 地域相談窓口に関する事項	45点
合計	300点

【地域相談窓口設置圏域の審査項目】

項目	配点
I. 地域特性評価	250点
II. 提案内容評価	250点
合計	500点

14 スケジュール

令和8年7月8日	募集要項公開
令和8年7月8日～29日	公募参加申込書・質問書受付
令和8年8月3日	質問回答・募集開始
令和8年9月4日	応募書類提出締切日
令和8年9月10日	辞退届提出締切日
令和8年10月中	選定部会開催、プレゼンテーション
令和8年11月中	運営法人の決定、選定結果の通知
令和9年1月中	運営法人との契約締結
令和9年1月～3月	開設準備、業務説明・引き継ぎ
令和9年4月1日	運営開始

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、選定事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者が応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

16 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。なお、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本公募における審査以外では使用しない。なお、堺市ホームページ上で選定結果を公表するほか、提出書類等は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 応募書類の作成等、本公募に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。選定された後であっても業務が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴い応募者に損害が生じた場合について、本市は一切賠償しない。

17 問合せ先

堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課在宅支援係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8347（長寿支援課直通）

FAX：072-228-8918

メールアドレス：choshi@city.sakai.lg.jp